

## ○ 「追加の規制改革事項等」(令和4年3月10日 国家戦略特区諮問会議) (抄)

(マイナンバーの利用範囲等の拡大)

マイナンバーについて、令和5年(2023年)のマイナンバー法改正を含む必要な法案提出などの法令の整備に向け、スーパーシティに応募があった自治体のうち医療、交通分野等でのマイナンバーの利用や情報連携に関する規制改革提案があった全ての団体からヒアリングを実施するなど幅広く検討の俎上にのせ、マイナンバーの利用や情報連携の範囲の在り方を考える。

## 参考資料

- ①茨城県つくば市提案(スーパーシティ)……………P3
- ②岡山県吉備中央町提案(デジタル田園健康特区)……P4
- ③石川県加賀市提案(デジタル田園健康特区)……………P5

※いずれもデジタル庁によるヒアリング時点(2022年3月頃)のもの

## 2. 新たな規制・制度改革の提案

### ○現行制度

現行法の利用範囲である社会保障、税、災害対策の3つの行政分野の事務以外では、マイナンバーを利用できない。

### ○規制の特例措置の案

#### 規制改革のステップ

##### 第1段階

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）を、本人の同意を前提に、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い国立大学や国立研究機関等の公的機関に提供

##### 第2段階

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）を、本人の同意を前提に、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い医療機関、薬局等の民間機関に提供

##### 第3段階

自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）を、社会保障分野の対象範囲を拡張し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関に提供

#### ステップごとの特定措置案

##### 第1段階（提供範囲の拡大）

自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、**国家戦略特区に係る区域計画に記載された国立大学法人、国立研究開発法人等のうち本人が同意した公的機関**に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。

##### 第2段階（提供範囲の拡大）

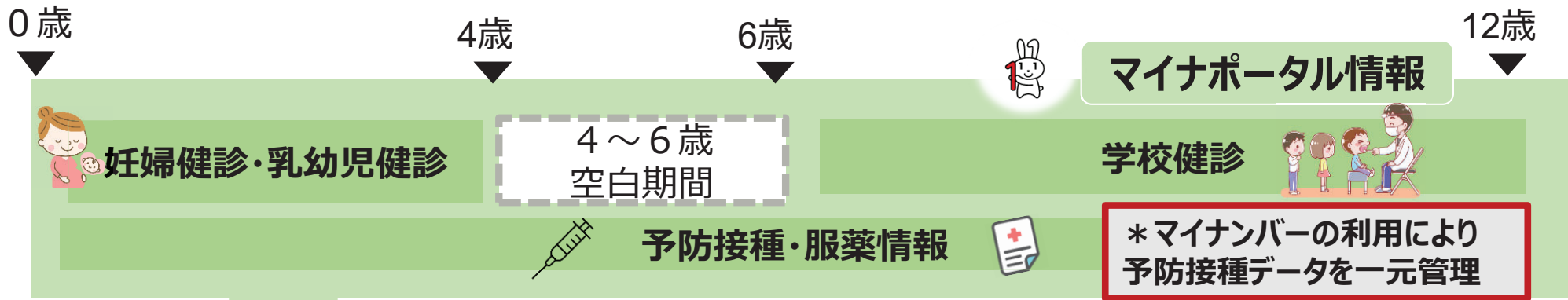
自治体が保有する診療情報（特定個人情報）について、**上記の機関に医療機関、薬局等の民間機関を加え、これらのうち本人が同意した機関**に、同意した利用目的の範囲内で提供することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集することを可能とすること。また、これらの機関が個人番号を収集し、及び保管することを可能とすること。

##### 第3段階（利用分野の拡張）

自治体が保有する健康関連データ（特定個人情報）のうち国家戦略特区に係る区域計画に記載されたものについては、**社会保障分野の対象範囲を拡張**し、データガバナンスやデータ管理の信頼性の高い機関への提供や利用、当該機関による収集及び保管を可能とすること。

# 母子健康、健診等データを活用した優しい見守り社会の実現

マイナポータル情報と母子健康手帳等の情報を組み合わせることで子育てに役立つPHRを実現



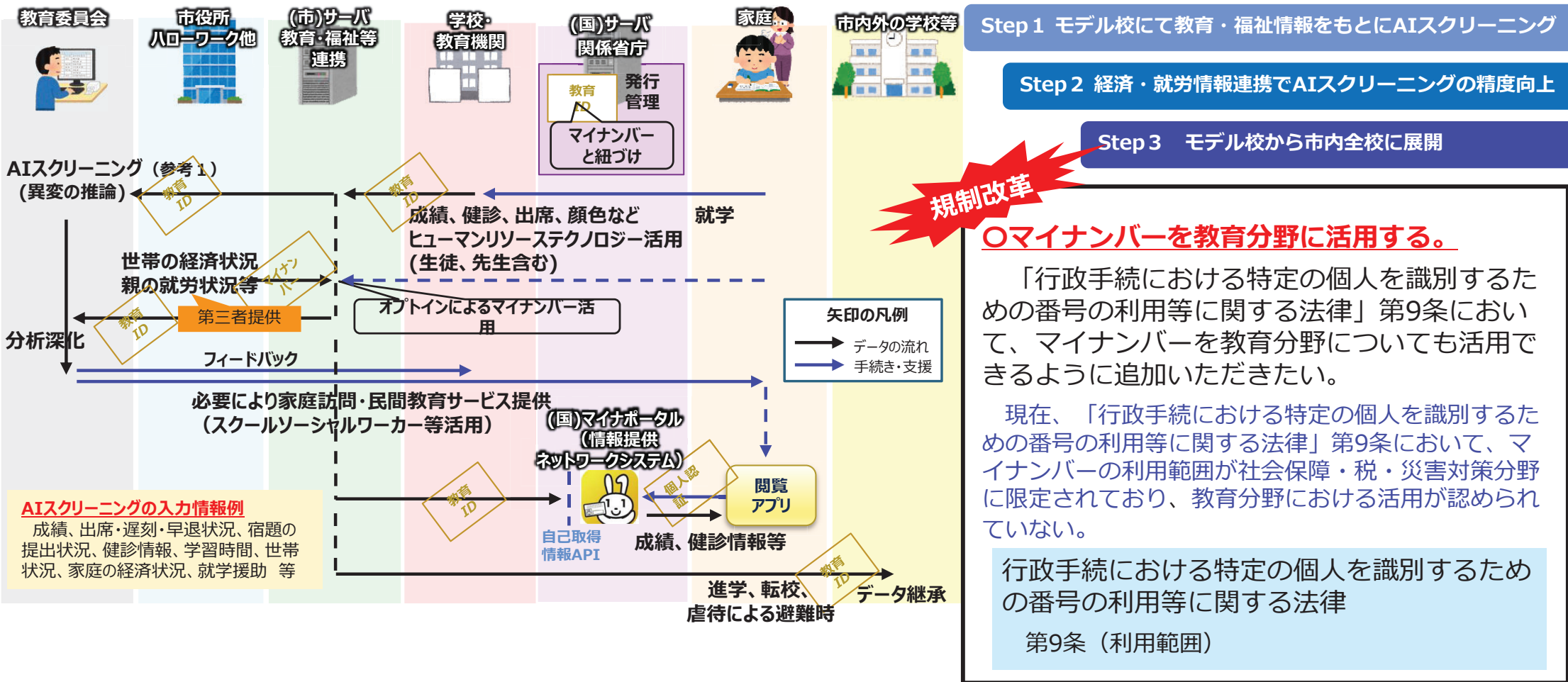
## 吉備PHRサービス



データ連携基盤 (共通吉備ID)

# 提案1 マイナンバーを活用した子どものトータルサポート（教育・福祉等連携）

コロナ禍における失業や離婚の増加などを背景に見えない貧困は増加しており、相対的に社会的弱者となるひとり親世帯等において、**子どものいじめ・虐待・貧困**といった社会問題は加賀市に限らず、増加傾向にある。これを**早期発見**し、**マイナンバーを活用したプッシュ型の支援制度拡充**を実現する。



## 提案2 マイナンバーによる細分化運賃の適用と移動サポート

交通予約アプリから地域公共交通を利用する際に、マイナンバーカードによる公的個人認証を行うとともに、免許返納情報やe-加賀市民、所得情報等の各種データをマイナンバーで連携する。さらに、利用状況によって細分化された運賃とマイナンバーのステータスを掛け合わせるシステムにより、EBPMに基づく効率的な交通弱者の移動支援や観光客の移動促進が図れる持続可能な公共交通の維持体制を構築する。

